

消費税問題について



大阪府医師会理事
北村 良夫

私は日本医師会の医業税制検討委員会委員をさせていただいている関係上、消費税問題、特に診療所の消費税問題について述べてみたいと思います。

平成元年、消費税3%が導入された時、本来、診療報酬に加算されるのは100分の3であったはずですが、消費者物価への影響を配慮するという事で、100分の2とされました。同様に9年、消費税が3%から5%に引き上げられた時には、診療報酬に加算されるのは103分の2であるべきところ、100分の1.5となりました。結果として、消費税5%の時点で、総医療費に対して0.62%、2,560億円の補填不足が生じることとなりました。この補填不足については、現在に至るまで毎年続いている状態です。

これではさすがにダメだということで、26年、消費税が5%から8%に引き上げられる時には、本来の在り方どおり105分の3が加算されました。これにより5%から8%の部分については、個々の医療機関で補填過剰、補填不足が生じることがあるにせよ、マクロ的には補填が正常になったと考えられたわけです。しかし結果的には、補填率は診療所111.2%、病院85.0%、歯科92.3%で、診療所に手厚く、病院に厳しい結果となりました。これは、計算の仕方に正確さを欠き、初・再診のみで補填される無床診療所に手厚くなってしまったからです。

そこで8%から10%に消費税が上がる時、5%から8%の部分と8%から10%の部分の部分を総合的に判断して、診療報酬で加算される補填を見直すこととなりました。ここからは、財務省、厚生労働省の訳の分からない計算について少しお話しします。両省は、話を簡単にするために、割合で説明していますが、費用と収入はもともと同額ではないはずですが、これを同額と考えて、費用における消費税部分の増額を課税経費率(21%) \times 5/105と考えて、これを収入における初・再診料のシェア18.2%で割り

戻すということにしました。結果として、 $0.21 \times 5 / 105 \div 0.182 = 0.055$ で5.5%という数字をはじきだしました。さらに総医療費が28年には42.1兆円でしたが令和元年に46兆円となったため、 $5.5\% \times 46 / 42.1$ として、6%となりました。その結果、5%から10%全体で、初診料 $270 \times 6 / 100 = 16.2$ 点、再診料 $69 \times 6 / 100 = 4.14$ 点となり、さらに整数ではないということで、初診料18点、再診料4点が、5%から10%の部分の補填加算とされました。

一見もっともなようですが、結果はとんでもないことになりました。病院の補填が110%になり、診療所の補填が87%となったのです。コロナ禍ということもあり、初・再診料のみで消費税が補填される診療所に大変厳しい結果となりました。改めて考えてみると、そもそも5%から8%の時に、診療所の補填が111.2%で、その額が初診料12点、さらに8%から10%も同じだとすると8点となり計20点。これを1.112で割れば約18点となります。同様に再診料については、5%から8%で3点、さらに8%から10%で2点となり計5点。これを1.112で割れば約4.5点となります。現実はどうだったかというと、5%から10%で、確かに初診料は18点補填されていますが、再診料は4点しか補填されていません。0.5点の補填不足となっているはずですが、

私達は訳の分からない計算を見せられ、現実の補填不足を強いられた上、コロナ禍でさらに大きなダメージを被ったということです。

結論を申しますと、コロナ禍の診療はまだまだ続くと考えられるので、5%から10%の初診料補填は18点ではなく20点に、再診料補填は4点ではなく5点に上げられるべきだと思います。日医の税制委員会委員として、以上のことを発言していくつもりです。